

全自者協ニュース

- ・全自者協ニュース／第31号／2008年（平成20年）3月
- ・発行所＝全国自閉症者施設協議会・事務局 ☎0593-94-1595
- ・発行人＝奥野宏二 ・編集人＝森下尊広



全国自閉症者施設協議会第21回山口大会報告

全国自閉症者施設協議会第21回山口大会主幹施設

ひらきの里
施設長 平尾 要

全国自閉症者施設協議会第21回山口大会が、2007年11月21日～22日に九州・山口ブロック7施設の協力・協働により開催されました。

第21回大会の主題は、「障害者

自立支援法施行後の自閉症者施設はどう変わるか」とし研究討議がなされました。

新事業体系に移行についての研究討議では、移行した施設、移行を検討している施設の報告がありました。

三障害が統合された障害者自立支援法は施行されたからには、その理念は実現されなくてはなりません。特に新体系移行の可否は、障害程度区分判定の結果によると言っても過言ではありません。報酬、利用者のサービス選択権など全ては障害程度区分判定の結果により左右されることが現実の問題となっているようです。

また、旧法の強度行動障害処遇加算が新法では、重度障害者支援加算となり、報酬、加算の可否が障害区分判定により大きく左右されたことが現実の問題になってきました。強度行動障害の自閉症者の行く末が心配です。

大会を通じて、これから移行する施設にとっては、解決しなくてはならない課題が多く残されていることを実感する大会になったのではないのでしょうか。

政治問題にもなっている地方、地域格差に起因するのでしょうか、自閉症者の就労や地域生活においても利用できるサービスの質や量に格差が生じていることも提起されました。

新体系移行は、3年後の見直しを待つからとの意見も多く聞かれるなど、いずれにせよ、利用者の生活上を目指すには、今まで以上に経営を意識した施設運営が重要との意見が多数でした。

記念講演では、一坂太郎先生による「吉田松陰の志」とし、今も昔も、志を立てて、思いを現実のものとしていくことの大切さをお話しいただきました。

基調講演では、名古屋女子大学の三谷嘉明先生により、「支援の

概念とその測定—SISに基づいて—のお話でした。障害者自立支援法の抱える検討課題を改めてお話しいただき、発達を支えることが支援の中心であり、地域資源の創出や生活の質を改善することの大切さを再認識させられました。

〔第1分科会〕「利用者のための新体系移行を考える」では、既に新体系に移行した施設やこれからの施設を交えて意見を交換しました。施設運営に携わられている管理者の方の参加が多く、経営を意識した施設運営が大切であるといった意見が聞かれました。

〔第2分科会〕「自閉症者の就労移行への取り組みについて」では、就労支援を行っている施設の「本当に就労を望んでいるのか？」といった本人意志の問題が示される一方で、より収益の高い業務にシフトしているといった話まで話題が幅広く、参加された施設職員からも刺激を受けたといった意見も聞かれ、これからを感じさせる会でした。

〔第3分科会〕「行動障害への対応と取り組みについて」では、各施設・利用者により特徴のある実践

例が発表されました。いずれも、利用者に対して将来を見据えた支援方針を明確にし、効果を上げていく報告でした。

〔第4分科会〕「自閉症者の地域移行支援を考える」では、実際の取組の様子が上映され、参加者の興味を引く活動報告となりました。実りある充実した地域生活のためには核となる施設がしっかり運営する必要がある、施設でのノウハウを持って地域で暮らすことの大切さを実感しました。

行政説明では、厚生労働省 高原伸幸専門官より「障害者自立支援法と地域生活支援」についてお話がありました。

シンポジウムでは、「地域における支援課題と自閉症者施設の役割」と題し、大分県での地域支援の取り組みを五十嵐猛氏（発達障がい支援センター長）から地域支援の活動状況について、大分県の支援体制推進会議の報告と併せて話題提供がありました。シンポジストとして高原伸幸氏（厚生労働省専門官）、河島淳子氏（トモニ療育センター所長）、奥野宏二会長の三氏により支援のあり方や取り組みについて、また、今後の展

望についてお話いただきました。大会の報告書につきましては、3月末までに発送いたしますので、今しばらくお待ち頂きますようお願いいたします。

最後に、この紙面をお借りいたしました。山口大会開催に際し、行き届かない点が多々ございましたことをお詫びすると共に、皆様のご協力に心より、感謝を申し上げます。



障害者保健福祉

推進事業の開始

平成十九年七月二日、厚生労働省社会・援護局保健福祉部より当協議会宛の通知により、平成十九年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）国庫補助の内示を受けました。事業名は「自閉症児者が自立して暮らせるまちづくり事業、強度行動障害支援の実態調査」で、期間は平成十九年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで、内示額は千四百四十万円となっております。現在、内部委員六名、外部評価委員四名で構成する調査プロジェクト委員会を立ち上げ、強度行動障害支援加算を受給している加盟施設を中心に事例調査や観察調査等を進めているところです。なお、本調査の結果については、事業終了後、一冊の報告書にまとめます。

（全自者協事務局）

対談

『今後の自閉症対策をめぐる』

日本自閉症協会会長

国立社会保障・人口問題研究所所長

石井 哲夫／京極 高宣

●京極高宣氏 紹介

今回の対談者は、京極高宣氏です。京極氏は、日本社会事業大学教授、元厚生省社会局社会福祉専門官を経て、日本社会事業大学学長を就任。現在は、国立社会保障・人口問題研究所所長、そして、内閣府の中央障害者施策推進協議会（法律に基づいた総理大臣任命の機関）の会長として日本の社会福祉情勢で幅広く活躍されています。今回は行政との関連、あるいは障害者福祉と自閉症への対策・施策について述べていただきます。



石井 昔の仲間だから気楽にお話を聞くことができましたが、今どういうお立場ですか。

京極 現在は、内閣府の中央障害者施策推進協議会の会長になっています。中央障害者施策推進協議会というのは障害者基本法によって障害者基本計画の実施プロセスなどについて見守る30名ばかりの委員会です。法律に基づいた総理大臣任命の機関です。

厚労省のほうは社会保障審議会というのがある、それは各部署があり、私は障害者部会長を長らくやっています。今年（2007年）の10月で任期が切れ、10年やっただので、審議会のメンバーではありませんが、内閣のほうの中央障害者施策推進協議会の会長は引き続き受けているということ。2008年度からは障害者の後期5ヶ年計画ということ。新しくいろいろ皆さんの意見をまとめて、各省に伝え、かつお願いしてきました。

石井 それは何年続いていますか。

京極 推進協議会が正式に発足したのは安倍総理の時、その前の小泉総理の時に有識者懇談会のメンバー（座長）として任命を受けました。以前は、正式には懇談会という名前で、有識者懇談会でした。それが中央障害者施策推進協議会という法律で定められた機関になったのは、議員立法だったのですから何年前だったかちよつと忘れましたが、数年前です。

石井 期限は特に決めていないのですか。

京極 一応は2年おきだと思えます。ただ10年計画ですので10年間、前期は私が計画の策定の有識者会議の座長なので、そこで10ヶ年戦略が決まり、前期5ヶ年計画は行政計画で、今年度で終わります。来年度から後期5ヶ年計画になります。

石井 障害者基本法も制定され、そしてつい最近改正されて、その前後に発達障害者支援法、また障害者自立支援法という障害者関係の法律がいくつか出てきました。私は日本自閉症協会の会長、そして全国自閉症者施設協議会の副会長ということもあり、自閉症問題について、今日はいろいろお伺いすることになります。障害者自立支援法が国会を通る時に、少し心配になり知り合いの議員さんに相談して委員会で質問してもらいました。当時の社会・援護局長さんが、自閉症についてはその特性

に応じた独特な施策、制度を考えようという話をしてくださったので私たちも期待していました。

アメリカではいろいろな障害者の法律を出していますが、やはり自閉症が難しいということで自閉症対策法というものが立法されたということをお聞きしました。京極先生は私との付き合いもあり、自閉症について分かってくださっているということもあり、今回発表された重点施策、その実施5ヶ年計画の中に自閉症など発達障害者が孤立しないような、地域で生活を温かく見守るような支援を2009年度までにまとめ、発達障害者の自立に向けた支援策や教育体制の充実を明記し、というように書かれている。これは日経新聞に書かれた記事で知りました。

どだというような言葉も出されたという話を聞きました。その様な事を含めて自閉症について考えていることの一環で結構ですので、お願いします。

京極 このあいだNHKの教育テレビで2007年12月6日、再放送は12月13日に「検証(3) 障害者自立支援法」という番組がありました。日本障害者協議会の藤井常務理事と私で対談というよりは対決ということでした。その時に障害者自立支援法で残された課題ということで特に申し上げたのは、自閉症などの発達障害が障害者自立支援法に入っていないことです。身体、知的、精神の3障害については入ったけれども自閉症は取り除かれているということをお聞きして、これは今後の課題で付帯決議にも入っているの、是非近い将来にやってみなければならぬということをお聞きしました。

のを義務的経費化して予算付けを大幅に行った。更に第三に市町村が責任をもって障害福祉計画をつくるということになり、そこは大きな進歩だと思えます。ただし、市町村の障害福祉計画の中には自閉症児のことも入っています。が、施策のほうは相変わらず昔の福祉措置制度でやられていて、これは今後解決しなくてはならないと思っています。

それと、あとは、障害者自立支援法の外側についてですが、やはり所得保障と就労支援についてです。障害者自立支援法の中だけではできない問題があり、これはもう少し国が力を入れなくてはならない。そして、自立支援法の介護給付に関しては介護保険と一体化することも可能であるということをお聞きしました。中高所得の人は今度一律負担になると、今までたくさん払っていたが減ることですごく有利になる。低所得の方はやはり一部、1割負担とか、食料の負担をかなり重いと考えている人たちがいるので、そういうところの配慮をもう少しやっていったらどうかと申し上げました。歴史的には障害者自立支援法は

非常に大きな意味があり、先ほど石井先生が言われたように、障害者関係はこの1年間で随分いろいろなことが起きました。のちに振り返ってみれば大変な画期的革命期、明治維新のような年だということかもしれない。しかし、当事者はそんなことは言っていられないようです。私たちの生活問題をどうしてくれるのかという議論が強くあります。障害者自立支援法は確かに不十分どころがいつぱい残ったままスタートしたと思います。ただ、今後のことを考えていくと、障害児の問題とか残された障害のある自閉症児者を、もうちょっと国としても全面的に取り上げてもらいたいということをお話ししました。

石井 今回主体となって自閉症者支援に関してインタビュされたいる全国自閉症者施設協議会という団体は、知的障害者の中に知的障害を併せ持つ自閉症者が多く入所している施設ですが、そもそも自閉症者施設という種別はありません。施設で生活している自閉症者の多くは、家庭の中で行動障害を起こしてしまう自閉症者、コミュニケーションがうまくできな

い自閉症者等、施設に預けざるを得なかった。本当に施設を必要とする自閉症者の為に、施設を有効活用するための施設政策が必要になっていきます。具体的には、家庭からショートステイ先へ送迎する専門のスタッフを送ることや、施設から熟練した人を派遣するような訪問ケア。あるいは施設職員の中で、自閉症に対する支援方法がよく分からない職員が研修を受けられる専門研修会等、そういった機能整備を我々は考えています。

確かに、いま福祉改革で施設から地域へという動きがあり、当然地域で生活できる人が、施設の中で生活しているのはおかしなことです。全体としての考え方には異論はありません。しかし、具体的な策として一律にしまっているところに自閉症者施設の問題があるわけでは

一つお尋ねしたいことは、施設政策をどうするのか。以前、京極さんと話した時に「措置制度はなくさないでよ」と話しました。私は、家庭破壊で病院に行く事も拒否し引きこもっている人は、病院に入れるよりも施設にある程度強制的に措置することができればい

いと考えています。これは親がやれば子どもは親を恨みますが、国や都道府県がやればそういう対策もできるのではないかと思っています。

我々は一回施設で受け止めたら、その人たちを良くする自信を持っていきます。強度行動障害事業がそうです。そういう専門性を生かしたいと考えていますが、まず自閉症ということにこだわらず施設を淘汰する政策を検討していくときに、日本の施設というのは、ほかの国から比べてみても有効な社会福祉資源です。それを地域化を強める一律の政策で、これは消滅させてしまうのか、淘汰を進めていくのか、現状のものを有効に使っていくのか。どのような考えですか。

京極 まず、障害者基本法に基づく障害者基本計画というのは平成14年(2002年)に立てられた10年間の行政計画です。障害者基本計画に基づく障害者計画は前期と後期とに5年ごとに分けられ、これから後期の障害者計画が始まります。障害者基本計画には障害者計画と異なり、数字の目標はありません。基本的な戦略的な政策

課題のみが書かれています。その中で、一つは障害の範囲を今までのように3障害にとどめない。もちろん自閉症も入れ、高次脳機能障害、PTSDなども入れていきます。それから、精神病ではなく、いろんな精神的にまいっている状態の精神障害を幅広くとらえていく。そのように、障害の範囲を広く受け止めたということが今回の特徴だと思います。

もう一つは、いま石井先生が言いました施設解体論が一部の方から出てきていましたが、それは否定しています。逆に施設を一所懸命経営している立場、特に石川県の知的障害者福祉協会の雄谷さんや、いろんな人が有識者懇談会に入っていましたので、それでは困るといふことで、解体論は退け、しかしながら障害者ができる限り地域に出られるようにしようということ。今までは行政が措置したり、親が決めていたのを改めました。それを、障害者自身が選べるという原点を確認しよう。しかし最低限の必要な施設はやはり維持しますということになりました。施設がなければ在宅の拠点がなくなるということもあり施設解体論

は否定しました。そして、決して私の強権ではありませんが、懇談会の合意でまとめて、できる限りという言葉を入れて地域で暮らせるように支援しなければならなかったのです。

ただそうすると、それに対して施設自体がけしからんという人たちも結構います。かつて長崎県の雲仙愛隣牧場の理事長であった田島さんという方が宮城県で脱施設化論を出しました。ただ、その時に私たちが議論したのは、大規模収容施設という形の、コロニーといわれていた施設は解体の方向で考え、地域に根ざした小規模のグループホーム等の施設は、むしろもっと増やしていかなければいけないということ。その小規模のグループホームを全体としてまとめるのは昔の表現で言うところの施設なのです。だから、いわゆる大規模な収容施設(インスティテューションズ)はなくしますが、小規模の施設群(グループホーム)といふのは、むしろこれから伸ばしていかなければならない分野でもあるかもしれない。

今までは田島さんもコロニーというかたちでやっていました、

今小さいグループホームをたくさんつくって、そこに住んでいただいで地域の一員としてという事で、新しい展開を探っているようです。そういう点で、施設を解体するとか、施設がだめだというのは、リアルにもを見て判断しなければならぬ。軽々にすべの施設を解体すれば、それで事が解決するようなことは決して言えないので、私は少なくとも国の方針になっていく閣議で決定された障害者基本計画においては、この10年間は大切な施設は維持していくという方針になり、それは今も変わっていません。

それから、障害者の自立支援法の3障害に関して少々難しい問題は、今まで施設にいる人は施設にいてもかまわないが、障害者は夜は施設にいますが、昼は授産の通所に行きたいと、外に行けるかたちになっていきます。そうすると、収入面で事業者が私が文句を言われているのは、自分の収容施設で50人かかえている所は昼間抜けてしまうからその分収入にならない。だから外にいろんな地域の人を活用できる障害者の通所施設を作り、そこに入所施設からも行き、

地域からも来るという、そういう多角経営ですと、今度の障害者自立支援法で実は収入が大きく増えたわけです。ただ、50人の知的障害者を囲い込んで抱えていたところはみんな出ていってしまうから来なくなり、経営が厳しくなりました。それから

例えば魅力がない通所施設も週に2回しか来ないということになってしまふと経営状況が悪くなりまして。食事が取られるという負担の厳しさももちろんありますが、障害者自立支援法の施行においては、それ以上に大きな原因としては施設は魅力的なことをやっていないといけないのです。逆に、国の予算のレベルでここ3年間で約1200億円増えました。地方を入れると、その倍くらいになります。それだけの予算が増えて、利用者負担も多少増えました。そうするとパイはものすごく大きくなっています。だから、



誰が得していて誰が損しているというのがあるのです。利用者の方も大部分を占める中高所得の人は1割負担で大いに助かっています。今まで応能負担でしたので所得の高い人は大きな負担を強いられていました。今度はそれを負担しなくて済むという人もたくさんいます。それから逆に事業者のほうも多角経営などしたらすごく収入が増えたところも多くあります。今までどおりやっていたところは収入が減った。ところが、残念ながらやはり急に負担が増えたという人たちが声を大きく反対していますのが現状です。もちろん、

それに対する経過措置なども必要です。それから事業者の方でも、今までやってきたが、今度はどうも収入が減ってしまった例もあり、そういう人たちに運動を起こされ、厚労省を取り囲む大変な火のついた大運動になってしまいました。

しかし、全体としては障害者福祉の歴史で予算的に一番増えたのが、ここ2〜3年間です。ただ、役所サイドにきめ細かさがなかったから、問題となった。本当に苦しい人をどうしていくのか、1人でも大切にしなければいけない。そういうところをキチンとやってきたのかというと、それは残念ながら役所サイドで気付かなかつたところもあつたといわざるを得ないかもしれない。ただ、これから私は措置から契約へとについても障害者の方が本当に自主的に判断し契約するということももちろんあります。障害者の方の代弁者になる方が契約して良いと言えば良いということになる。それから親権行使の美名で親が虐待している子どもを、なんとかして誰かが助けなければならぬ。その時は行政措置できちつと対応していけば、

私はかなりよくなると思います。

措置制度にはいい面もありましたが、予算的に見ますと国の財政的な懐具合でできる範囲でやるという行政処分制度です。障害者が自分で選べるというのは極めて選択が乏しく、行政が措置し、その結果サービスを受けることが出来る。ところが、この間の一連の福祉改革は、利用者の選択権の尊重と言われていきますから、選択した結果、行政はそれに対してサービスをなさなければならぬ。それがしかも義務的経費の場合は裁量的経費と異なり、財政的に苦しいから出しませんと言えない仕掛けになったということです。そこは、私は大きな進歩だと思っております。しかし、マスコミなどは厳しい反応が出ましたね。

石井 私はい昔から行政に近いところで仕事をしていましたから行政の考え方も分からないわけではありませんが、岡光事件以来厚生労働省は、現場との接触が不足しているように思います。非常に大きく見ると、先ほど言っていたきめ細かさには欠けているということ、は、現実の実情に関わりなく、社会福祉改革という大きな方針を出

してしまつた。そしてすぐに、障害者自立支援法で障害程度区分を取り組み始めたというところに日割制の問題が出てきて、実際の障害者への援助生活で色々なトラブルが生じてきたと思います。

私がかうした立場で物を言うのは、既に移行措置をとり地方自治体で一部実施されているからです。そして、大幅に事業者の収入が減少している状況があり、人員が減らされています。利用者の生活しやすいたころは多くのグループホームを作り、通所授産施設を日中活動の場として入所施設の代わりに用意できています。しかし、

全自者協の加盟団体は、今の利用者の生活を守ることで精一杯なので、自閉症者に限定して言えば、知的障害を伴う自閉症者のグループホームというのはありえない。少し高機能になると可能な部分もありますが、アスペルガー症候群や高機



能自閉症に関しては、反社会行動もあり、グループホームというケアの行き届かない自立した人を受け入れる形ではなかなか難しい。確かに居住の場と日中活動の場とを区別していくことは、うまく活用すれば社会福祉法人としても多様化した支援を行っていきけるのではないかと思います。それからグループホームに対しては、さきほど言ったように自閉症者のような自立にほど遠い人たちのための1つのケアと、我々は療育と言っていますが、療育というものを行えるような施設機能はどうしても拡充してもらわないと困るのでは

ないかと思えます。

それが、もちろん家庭がしっかりとしている時には家庭と通所施設の組み合わせでもいい、また家庭が重荷になってきたときに宿泊するレジデンシャルの機能、ナイトケアやショートステイの機能を持った、いわゆる多様化した施設の使い方が制度的に保証されて、そしてその制度に対して移行していくための措置ができれば、いい制度なると思います。

別に施設中心ではないけれど、ずっと施設を背負ってきた者としては、やはりある程度、専門家とどうか、支援者の拠り所、集まりどころになっていくような場所が必要になってくると思うのです。通所施設にしろ、入所施設にしろです。それは社会福祉法人の運営であつて欲しいし、物の言えない、抽象化が分らない、現実認識のない自閉症者のような場合には、代弁者は親だけであつていいわけがないのです。虐待されているようなときには誰かが仲介に入る。そこに専門家なり、支援者の役割があるけれど、事業者と違って非常に低く見られていることも問題だと思つたので、社会福祉法人とし



す。これも筑波大立の養護学校の中心は、歴史的に盲、聾の、いわゆるはつきりした障害に対応する普通教育の養護学校ですから、そうすると普通教育のジャンルに入れない療育の学校というものを国立支援学校の中にはつきりさせるというのは、今後教育上非常に必要だと考えられるのです。

それから福祉のほうでも、今までは知的障害を伴う自閉症者のことを言いましたけれども、高機能自閉症の人や、アスペルガー症候群の人たちは、実は一般常識の理解力が極めて低いのです。彼らは非常に過敏でダメージを受けやす

い。認知と言語の発達は進んでおり一見ものが分かっていているようですが、その奥行きが分かっていないのです。そのために彼らの世界とか、物の考え方というのは周囲の人たちに分かりかねるから排除されやすい。それで学校生活でいじめに遭いやすいし、家庭でも虐待の元になる。そういうものを早く察知して療育に結びつけるということが高機能でも必要なのです。就労支援も今までのような身体障害中心で、知的障害までがやっ

と入れる就労支援しかないのです。それを新たに精神障害の支援も、それから発達障害の支援としての自閉症者支援もやろうということになっていくけれども、まだまだ社会は理解できにくい高機能の発達障害の人たちを障害者雇用としても受けられないという実情があるのです。学校生活が終わったあとで家庭が負わなきゃならない重荷は大変なもの

です。そういうときのトラブルは、大人が子どもを虐待することと同じような意味の逆虐待、つまり子どもが親にボカボカと暴力を振るうようで、そういうときにさっき言った措置という働きで我々が仲介に入って施設がケアするということを考えているわけですが、私もいま試行的にやっています。京極先生の意見をお願いします。京極 私は発達障害者支援法ができたのは大変結構なことですが、一歩前進だと思っている1人です。発達障害の中に、非常に乱暴な言い方をすると、二つの範ちゅうに分けて、比較的定型的なもの、非定型的なものにして、定型的なものは障害者自立支援法の中に組み込んで、ただし障害程度区分についてはちゃんとする。しかるべく重く受け止められるような仕掛けにして援助するというのができるのではないかと。非定型的なものは別途、措置制度で対応することも考えられます。ただ、障害者自立支援法というのは横割りのサービスですから、それぞれの障害に照らした独自のサービスはないわけです。それはそれで発達障害者支援法の中に、もう少し予算措置をした対応をプラスアルファで、つまりちよんどの介護保険で足りないものを障害者自立支援法で65歳以上の人は何々となるように、それでも足りないものはそれぞれ個別立法でまた上乘せするというようなかたちに福祉システムがなっていくけば、いま自閉症の方は大変なのだけど、財政的にも手厚くできるのではないかと思います。

ただ、一応議員立法で発達障害者支援法はできたけれども、その中でどこかで線引きをして、切り捨てるのではなく、対応しなければなりません。新たな時代が来て、はつきりしてきたから定型のほうに入れていくけれど徐々にやっていけると思っています。一番明確な自閉症などは、はつきりしていますね。はつきりしているものについては、ともかくきちんと障害者自立支援法で受け止めていく、というようにしていけばいいと思います。

石井 ADHDの場合には自閉症とは違った、確かに社会問題を起こしやすい事例があるので。ただ、この場合にはリタリンのような薬が7割ぐらい効くらしいので

す。そのの医療措置などは今ちよつと紛争しているようだけれども、これは医学界に早く対応してもらいたいと思います。

もう一つは、一般の行政の人というのは自閉症というものがどれだけ大変かというのが分からない。そう言うと、まあ大変なのはいつばいありますよというふうに横並びで処理されていくのだけれども、実際に例えば地域の行政で福祉司さんのようにケースを抱えていると、このような自閉症者の人のトラブルの持ち込み場というものがあるかなんか見つかからないことがわかるのです。

そうすると、それを後追い後追いでやるのではなくて、そのトラブルの受け皿として専門施設の活用と考えているのです。私は施設は一つの教育の場、療育の場だと考えている。ただ、今までは自閉症者も知的障害という枠の中でしか考えられなかったけれども、家庭内のトラブルの激化している高機能自閉症（アスペルガー症も含む）に随時対応できる生活の場。これは、いま彼らが求めているのは理解者のいる場所です。そのようなグループに入っていき自分の

悩みを訴えて、受け止めてくれるけれども就労できないでいる。短期で転職を重ねていたり、あるいは世を恨み、会社を恨んで引きこもって親に暴力を振るい、「何時何分にお前はこれをしろ」と、親を自分の思うようにさせるなど、親が虐待を受けている状態があります。

それを早く解決するためには、今の自閉症対策で必要に応じた法律と言うけれども、自閉症の子どもをお持ちのお父さんも議員にいますし、行政にもいるはずなのです。大いにそれを協会なり、全自者協なりにどんどんおっしゃってくださいまして知恵を貸していただきたい。文科省・厚生省も、発達障害を考える議員連盟も発達障害全体、ひとつくりで考えていると思います。そこを京極さんは分けたらということを言われました。これは私も大賛成です。実は自閉症に特化した意味の施策というのをぜひ我が国で考えてもらいたいと思っています。その可能性はどんなものでしょうか。

京極 国民の意識改革というのは大事です。私はこのあいだ佐賀県

に行きまして、ある事件があったのを知りました。佐賀には自分の荷物を全部自転車に積んで運ぶというこだわりがある体の大きな知的障害者（おそらく自閉症を合併している人）がいて、その姿を警察官が見て薬物中毒でふらふらしていると思い、呼び止めて捕まえようと思つたら体が大きいので、人の警官が寄つてたかつて押さえた。そうしたら心臓麻痺で死んでしまった、という事件があった。これは人権蹂躪の重大事件だということですね。しかし、それは一方では知的障害者や自閉症者に対する理解が、警察官はもちろんだけど世間でも一般的にないということなんです。恐らく知的障害を伴つた自閉症者だと思えます。

そういうことが本場に国民の中でもうちよつと理解されていけば変わっていくと思うので、たとえは非常に良くないですが、日本人の北朝鮮による拉致被害者の会ではないが、被害を受けた人は個人的には極めて少ないです。しかし国民的な、日本国としてどういふうに北朝鮮に対応していくのかというところで議員連盟もできています。自閉症児者の問題も障害

の問題の一番また難しい問題なので、議員連盟でそれにきちつと取り組む必要がある。拉致被害者の会と同じぐらいに一所懸命やっていけば先が見えてくるのではないかと思います。ただ、政治家はすぐ自分の票のこのみを考えてたりする。そうすると自閉症者は数が少ないとどうしても不利になつて、高齢者が一番票になるわけです。本来政治家こそ、対象が少数者であっても真剣に取り組むということなんです。

私は障害者自立支援法の付帯決議に入っていますし、それから平成21年度までにそういう問題について検討しなくちゃいけないと書いてあるのだけれど、どうも国のほうは検討している様子が見えない。自閉症児者の問題についてはまだ具体的な動きが見えてこない。だけれど、これはやっぱり国のほうできちつと検討会でもつくつて、石井先生がおっしゃったようによく現場を知っている関係者が入つて議論しなくちゃだめなんじゃないかと思えます。どういふうに変えればいいのか。例えば、発達障害者支援法のこのところは改正して、そして障害者自立支

援法の項目を改正する。そういうふう具体的にしていくな必要があるのではないかと思います。

石井 ぜひお願いしたいのは、いま自閉症を名乗っている団体が3つあるのです。社団法人日本自閉症協会、それから学会では自閉症スペクトラム学会、もう1つは、全国自閉症者施設協議会というのがあるのです。この3団体は協力して対応することが出来ます。できれば我国でも自閉症対策法にむけて検討会を作るとなれば、そういう機会に我々は3団体の代表を差し向けていく。今、どうしても発達障害という大枠で考えると、発達障害を教育側の立場で考えたり、それから就労支援の立場で考えたりして、分断されているのです。もう少しライフヒストリーでとらえていくことと、よくエピソードというふうな事実が生じているのかということとをさらに多くとらえて、行政が我々ともう少し密着して協力し合っていくようなことを切に望んでいて、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

京極 私が日本社会事業大学に専任講師として就任した時、入学式

の挨拶で石井先生のお弟子さんの田辺敦子先生が、自分が自閉症児にかみつかれた話をして入学生に大変感銘を呼びました。私はその時から自閉症のことについてはずっと気になっていました。日常生活の中でも、さつき石井先生がおっしゃった知的障害が少ない方で自閉症的な人というのは結構います。いろいろな問題を起こしています。そういう事を周囲が理解してあげれば随分行動がスムーズにいくのですが、理解しないでそれをみんなで強圧的にやるとますますおかしくなるということがあります。

そういうことで私は前々から自閉症に関心がありますので、これを厚生労働省の中でやるか、あるいは内閣府のほうで取り上げてやるかとはともかく、この問題はベンディングになっているから研究会でもつくってぜひやらせたいと願っています。

石井 ありがとうございます。今日は大変いいお話が聞けて、うれしく思います。今後、どうぞまたご検討ください。どうも、ありがとうございます。

新規加入施設紹介

知的障害児通園施設

『やいろ』

施設長 林 長 利

社会福祉法人来島会南海学園は平成18年4月1日に高知県より当法人に移管され、平成19年4月1日に南海学園の新園舎の落成に合わせ、同一施設内に児童通園施設『やいろ』が開設となりました。

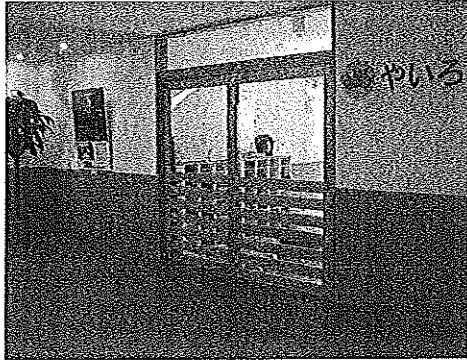
『やいろ』の所在する南国市は高知県のほぼ中央部に位置しており、南には太平洋、北には四国山脈が連なり、市内には物部川が流れ、かつて米の二期作で知られた田園都市です。その南国市の南にある高知龍馬空港から車で15分程度の小高い山の南側の静かな環境のなかにあります。

施設名『やいろ』は、5月頃県高知県西部に少数渡来する極めてまれな鳥で、羽毛の色彩が8色で「幻の鳥」と言われている県鳥であるヤイロチヨウよりネイミングしました。

開設後私達スタッフは、ハンディキャップがあっても毎日が楽しく豊かに地域で生活できることを願い、よりよい発達を願う支援と療育技術の確立をもとめながら、この子どもたちの一日一日を大切に支えていきたいということを理念として、支援にあたっています。

定員は20名ですが、現在2、6才の幼児13名の方が契約され、水、日曜日の5日間の開園日に毎日、又保育所等に通いながら、週1、3回等と様々な形で利用されています。スタッフは施設長他4





名で、一人ひとりの子どもにも必要な手だてや工夫をし、障害の特性に合わせてP.E.C.S等を利用したコミュニケーション支援を行っています。又スノーズレンを利用して感覚刺激にともなうリラクゼーションを図っていますが、子ども達には大変興味のある部屋となっています。

私達スタッフは生まれたばかりの『やいろ』がきれいな鳥となり大きく羽ばたくことができるように、何時までも初心の気持を忘れず、切磋琢磨し、誠実できめ細かい支援を心がけていきたいと思っております。

自閉症児・者のための総合保障のご案内
(社)日本自閉症協会共済事業 業務代行ASJ互助会

★平成20年4月1日より掛金・給付内容が改善されます。

年間掛金 18,000円 ⇨ 15,600円 になります。

(月額1,500円) (月額1,300円)

またお子様が2名以上加入される時2人目からは掛金が半額になります。

入院4日目から補償 ⇨ 入院2日目から補償します。(1会計年度30日まで)

●入院共済金 付添い介護費用1日8,000円、差額ベッド費用1日5,000円まで
入院臨時費用1回5,000円、入院諸費用1日1,000円

●死亡弔慰金 病気で死亡したとき50,000円

★A I U傷害保険がセットされています。

●傷害保険金 入院・通院・手術保険金

●死亡保険金・後遺障害保険金 300万～9万円

●第三者損害賠償金 1事故につき5000万円まで(免責0円)

◇◆◆詳しくは下記までお問合せください◆◆◇

ASJ互助会 事務局 月・火・木・金10:00～16:00

TEL03-5287-1391 FAX03-5287-1392



編集後記

今年度より、全自者協広報を担当して早1年が過ぎようとしています。今年は福祉業界にとって、とても大変で中身の濃い1年だったと私は感じています。

また、私自身も全自者協の総会や山口大会に参加し同年代や若い職員達とも交流を深めることが出来ました。その若手職員達の交流の中で、“次世代の結束”という話で盛り上がりました。現在、全自者協も66施設が加入しどんどん大きくなっています。その中で、今回の大会を通してもっと若手が奮起していかなければならないと感じました。最近の障害者福祉の流れは、“自閉症”の存在が“発達障害に飲み込まれている”と感じます。“自閉症療育の大変さ難しさ。でも奥が深い”という事まで忘れてもらっては困ります。今後しばらく、我々自閉症施設にとって大変な時代になるかもしれませんが、若い世代も頑張りたいと思っています。(森下尊広)